

公立大学法人福井県立大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和4年4月1日

公立大学法人福井県立大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づいて、本学におけるすべての研究費を適正に管理し、不正使用を防止するために、以下のとおり取り組むものとする。

（責任体系の明確化）

1 研究費不正の根絶を実現するために、最高管理責任者の強力なリーダーシップの下、大学全体で取り組み、最高管理責任者が不正防止に向けた取組を促すなど、構成員の意識の向上と浸透を図る。

また、不正防止対策に関する責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

（適正な運営・管理の基盤となる環境の整備）

2 事務処理手続きに関するルールや職務権限を明確化するとともに、研究費の管理・運営に関わる構成員の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

（不正要因の把握と不正防止計画の策定・実施）

3 不正を発生させる要因を把握し、それに対応した具体的な不正使用防止計画を策定・実施して、不正発生を防止する。

（研究費の適正な運営・管理）

4 適切な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを導入し、研究費の適正な運営・管理を行う。

（情報発信・共有化の推進）

5 研究費の使用に関するルール等について相談・告発窓口部署を設置し、不正への取り組み方針等を外部に公表する。

（モニタリング）

6 研究費の不正使用が起きる可能性を最小にするため、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。